



2003
No. 3

The Natural Science Publishers' Association of Japan

自然科学書協会会報

発行人・志村 幸雄
編集・広報委員会
発行・2003年10月10日

社団法人 自然科学書協会
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-101 文化産業信用組合内 TEL03-3292-8281
URL : //www.nspa.or.jp

専門書出版の環境づくりを

— 理事長に再任されて —

理事長 志村 幸雄

このたびは自然科学書協会の理事長に再任され、引き続き2年にわたって重責を担っていくことになりました。出版業界を取り巻く環境には依然厳しいものがあり、また問題も山積しておりますが、この上は当業界の発展のために微力ながら邁進致す所存ですので何卒よろしくご理解、ご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

当協会ではこれまで、業界を大きく揺るがした再販制度維持問題、消費税問題、違法コピー問題などに精力的に取り組んできましたが、現時点での最大の課題はやはり著作権隣接権を基軸とした出版者の権利法制化問題と考えます。

このこと自体、すべての人に基本的人権が認められていると同様に、私ども出版者の基本的権利に関わる問題で、すでに十数年前に著作権審議会が「著作権法上、出版者の固有の権利として認める」よう提言しているにも関わらず、いまだに法制化するに至っていません。

折から、一方で違法コピー業者の存在や政府系特殊法人による大量複写サービス問題が明るみに出、他方でレンタルブック業者の出現（一部では専門書を対象）が問題になっています。この種の問題は複写権、貸与権、頒布権などの権利問題に直接関わるだけに、書協などと連携を図りながらぜひとも早期の権利獲得に漕ぎつきたいと考えています。

この問題に関連して、著作権法第35条の改正により複製主体に「学習者」が加わりました。その範囲などについては権利者側によるガイドライン



である程度制約される見通しですが、一步間違っていると将来の“違法コピー予備軍”を生み出す結果になりかねないだけに、同時併行的に著作権教育を行うよう働きかけていきたいものです。

出版業界には、時として経営を揺さぶるような問題が飛び出しますが、下請法改正に伴う書籍・雑誌の作成委託に関する問題もその一つです。これは同法の改正により「情報成果物」が新たに対象に加わったため、取引相手方として従来からの印刷、製版、製本、製函などの業者はもとより、「著作者」が加えられる可能性が生じています。仮にそういう事態になると、原稿依頼段階での契約書交付、入稿後2ヵ月以内の印税・原稿料の支払いが義務付けられます。

しかし、原稿の依頼や出版物の製作プロセスは、機械部品の製作・納入などと違って、多面的にわたる上、常に事後の変更・修正を伴うものであり一義的にとらえることはきわめて困難です。また、印税の支払い方式一つとっても、専門書分野ではかなりの割合で実売部数方式、ないし発行部数印税方式との併用方式が採られており、同法の適用は事実上困難です。目下、公取委は来年4月以降

の施行に向けて運用基準の明確化を急いでいますが、私どもはぜひとも著作者を適用除外とすべく強力で働きかけていく所存です。

当協会の今期の活動内容や行事については本郷専務理事が別稿にまとめていますので省きますが、要は活性化を旗印に会員各位にとって費用対効果が期待できる協会を目指していきたいと念じています。この点について改めてご理解を賜り、ご協力いただければ幸いに存じます。

自然科学書協会の活性化をめざして

専務理事 本郷 允彦

このたび志村理事長の補佐役として、歴史ある当協会の専務理事を拝命することとなりました。微力ではありますが当協会の発展のために力をつくす所存であります。会員の皆様には、これからもご支援ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

さて、先般広報委員会から表記のテーマで寄稿依頼をいただきました。すでに前号(2003年 No.2)で志村理事長が同テーマについて寄稿された後ですので、重複する部分も多々あろうかと思えます。

団体の活性化は、まず構成する会員が諸行事に参加し、交流を図り活発な意見交換が行われることがスタートと考えます。それには当協会常務理事会・理事会・委員会の活性化が重要です。本年度より常務理事会の開催頻度を上げるとともに、新たに委員長会議を設置、各委員長と各常務理事との意見交換を行います(第一回、9月8日)。また、当協会の会員は現在73社ありますが、行事に参加される会員社数は約半数程度、それも限られた社からの参加が主力となっています。これでは広く活発な意見交換ができるか疑問を抱くところです。ただ多ければよいということではありませんが、会員の皆様にはできる限り参加をいただき、当協会がおかれている諸問題についてのご意見を拝聴できれば、活性化の第一歩が踏み出せるのではと考えます。

たしかに会員の皆様が一同に集まる機会が新年会員集会・予算総会・定時総会・年末会員集会など、また説明会・研修会も限られますが、これらの行事に皆様の多数の参加を期待するところであります。協会としても皆様が一堂に集まり、ご意見をいただける機会をできる限り増やす所存です。最後になりますが、活発に活動しております各委員会(現在6委員会)への会員各社の登録と参加も重ねてお

願いたします。

各専門委員会の抱負

◆ 総務委員会

今年度の活動方針として、協会概要・会員名簿の改訂を行ってまいります。また、現在協会を取り巻く諸問題の説明や、会員相互の意見交換の場であります会員集会を随時開催する予定であります。さらに、講演会などを含めた研修会や、自然科学書出版に関わる経営・印刷・製本・資材などに関する勉強会の実施を検討していきたいと考えています。

会員の皆様が一堂に会する行事として、年末会員集会(忘年会)を12月4日(木)18時より、東京會館で行います。各委員会委員、販売会社など関連業界の方々も出席されますので、参加を予定していただきますようお願いいたします。

協会の定款変更につきましては、引き続き文部科学省との折衝を重ねており、今年度中に諸手続きが終了する予定です。

なお、今年度より会計担当の副委員長制が新たに設けられました。主に、会計全般に関する業務を担当することになります。

(委員長 南條 光章)

◆ 著作・出版権委員会

新しく組織された著作・出版権委員会は、これまでの当委員会の方針に沿った活動をより効果的にかつ極力目に見えるように努力していきたいと思っています。現在、当委員会では、専門書・専門雑誌の複写による出版社が被る被害をいかに社会に知らしめて、著作権の知識と理解を深めてもらうことが、重要と考えています。本来、コピーはせず、書籍・雑誌を購入していただかなければならないことはもちろんですが、現実を踏まえての対応が必要と思われます。現在は三つの複写権処理機構が存在しており、その各々が持つ特性と役割を理解しつつ、その各々に対して働きかける方を模索したいと思います。

また、実際の行動としては、去年まで2年間にわたって続けた違法コピー撲滅のキャンペーンを今後、どのように展開していくべきか、などを検討いたします。著作権の問題として、緊急課題である、31条・35条の改正に伴う、当協会の主張

を委員会の皆様の協力を得ながら進めていかなければなりません。また特別委員会との連携のもと、今後も毎年分配される日本複写権センターからの使用料などについても検討を進めてまいります。いずれにしても会員の皆様のご理解とご協力を得ながら、著作権問題・コピー問題に積極的に当協会の主張をしていきたいと思っております。

(委員長 及川 清)

◆ 国際委員会

当委員会はまだ方針の策定を行っておりません。前年度委員会と連絡を保ち、必要な事業について活動していきたいと考えております。

(委員長 金原 優)

◆ 販売・出展委員会

多士・歴戦の営業マン揃いである当委員会の中で、副委員長として2年務めさせていただきただけの若輩ですが、このたび委員長の役務を拝命しました。幸い、長年この委員会をリードされてこられた牛来常務理事をはじめ、総勢30名となった理事と委員の方々の顔ぶれには大きな異動はありません。引き続き良好なチームワークを生かして皆様のご協力を賜りながら、精一杯役務を全うしたいと思います。

出展のメイン・イベントは「東京国際ブックフェア」です。来年は4月22日(木)～25日(日)に開催されます。来場登録者は5万人近くまで増加し、正に日本最大のブックフェアといえましょう。今や、出版界の中核を占める自然科学書協会ですが、当ブックフェアの取り組みについては、過去種々の議論がありました。予算などの制約もあり、現在のブース規模で2,500冊の展示即売、そしてたまたま版權問合せへの対応という形になっており、来年も同様のブース規模でいくことが理事会で承認されました。参加会員社も68社になり、不参加は6社のみでした。当委員会は10月から半年にわたる準備に入り、三つの小委員会で打ち合わせ、レイアウト・設営・搬入・販売・搬出と全員が汗を流します。

自然科学書のジャンルは多岐にわたっています。各ジャンルの販売実務者が集い、情報交換し、流通・販売の活性化と改善について語り合うことも当委員会の重要な目的です。将来は、関連業界や書店などとの交流も視野に入れていきたいものです。

(委員長 藤実 彰一)

◆ 情報システム委員会

本委員会では、ホームページ関連・ネットワーク関連など情報インフラの整備を中心として電算機回りの業務を担当しています。今期の計画はホームページ整備と効率的運用、新出版ネットワークの普及、セミナーの3項目です。

ホームページの整備では、取次・書店・読者との距離を縮めるようにメールやリンクの強化に努め、また広報活動に力を入れたいと考えています。さらに、インターネットによる出版物の販売についても引き続き研究をする予定です。

新出版ネットワークは従来のVAN加盟社からの移行は遅れていますが、新加入が予想以上で、業界のインフラとしての地位を固めようとしています。当協会会員社にも加入促進を図っていく予定です。

この委員会の特性上、関わっている人以外は大変わかりにくいことが多いのも事実です。しかし、避けて通れない重要なものが次第に増えてきていますので、その間を埋めるようにわかりやすく解説し理解を深めていただくように、セミナーを多く開きたいと考えています。その候補としては、ICタグ・電子ペーパー・コンテンツ販売・メール宣伝・社内連絡網・各種分析などです。

これからは他委員会と関連することが多くなると思われます。委員派遣・合同委員会などで、協力をしていくつもりです。(委員長 森北 肇)

◆ 広報委員会

今般、新しい年度の発足にあたり、新たに数名の委員が加わることになりました。戦力が増強されたこともあり、発想を変えてみるのも悪くはないだろう。

広報委員会は会報の発行を第一とするが、協会の活性化の進み具合と密接な関係にあるといつてよい。つまり、各委員会の活動が大変活発となり、その活動内容を会員にお知らせする媒体として、現状のクォーターリーでは到底対応しきれないようなニュースが山積みとなってしまふこと。その結果、広報活動はめっぽう多忙を極めることとなる。しかし、これは嬉しいことで、あるいは理想の形に近いかもしれない。

いま一つの仮定は、会員の知りたい要求に真摯に対応していくものと、ホームページの内容の更新頻度と関わるが、隔月か毎月のニュース・レター形式

で協会の新しい動向をお伝えしていくようなことも必要な選択肢として浮上してくるのかと思う。

今期から協会の活動の活性化が始まる。その実効が上がるにはまだ少々時間を要するであろうが、近未来であって欲しいと願っている。活性化の状況に即応して、柔軟に適応してゆくのが今後の広報に求められている役割でもあろう。新委員の参加を得て開く、第一回広報委員会でフレッシュな意見や提案を大いに期待している。(委員長 平田直)

著作権法第35条ガイドライン作成について

理事 金原 優

第156回通常国会において著作権法の一部が改正されました。今回の改正点はいくつかありますが、自然科学系の専門書に直接関係のあるものは著作権法第35条、教育目的利用における著作者の権利制限規定が拡大されたことです。具体的には、権利制限規定が拡大されたことです。具体的には、教育目的利用において、これまでの教育を担任するもの、つまり学校の先生に加えて、授業を受けるもの、つまり学生・生徒が一定の条件のもとに著作物を複製することが認められました。この改正の背景には、近年学習指導要領が変わり、特に小中高等学校教育においては児童生徒が自ら様々な情報機器を利用して情報を収集・整理し、学習していくことが必要であるとされていることがあります。つまり主眼は初等・中等教育におけるインターネットの活用であり、パソコンを自ら操作して様々な情報を入手し、プリントアウト、つまり複製して授業のなかで発表していくことが重要であるとしています。それ自体は大変結構なことだと思います。しかし、法律が改正され、学生・生徒が複製できるとなると、それはインターネットによる情報収集と複製に止まらず、一般の出版物、教科書、参考書などの複製にも当然その範囲が及ぶことですので、場合によってはその影響は大きくなることが予想されます。

著作物の教育目的利用における複製であっても、有料で頒布されることを前提としている出版物の場合、著作権者の権利と利益を侵害していることには変わりがありません。権利者としては、その目的が教育という公共の利益に叶うことであるから、その侵害の範囲が小さい場合には許容範囲としていることに過ぎません。これまでの著作権法における先生の複製についても全く問題がなかつ

たわけではありません。それが生徒にまで複製できる範囲が広がることについては、権利者としては相当慎重に対応したいと考えます。

著作権法第35条における複製利用には様々な条件が課せられています。著作権法における一連の権利制限規定のなかでも最も条件設定が厳しいとあって良いと思います。つまり、複製できる環境が整うためには「営利を目的としない教育機関において」、「教育を担任するもの、または授業を受けるものが」、「授業の過程において」、「必要と認められる範囲を」という条件全てを満たし、さらに「複製の様態によって権利者の利益を不当に害する場合にはその限りではない」ということも満足させなければなりません。

このように細かい規定のある35条を先生のみならず、生徒にまで徹底することは著作権の専門家ではない学校の先生としては大変な作業であり、特に、生徒が複製することによって著作権の侵害があったとすれば、それは先生あるいは学校の責任となるのですから、利用者としても大きな問題です。この法律改正に向けた文化審議会著作権分科会の教育目的利用当事者会議では、権利者側としては無料利用が原則であるインターネットの利用に止まらない学生・生徒の複製を全般的に認めることには相当抵抗を示しましたが、35条の規定を明確に解釈するためのガイドラインを作成し、それを学生・生徒のみならず、これまで基準が明確でなかった先生による複製まで含めて徹底することができるならば、それはこれまでの先生による複製を抑制することにもつながるのでむしろ効果的であると判断、法改正に同意した経緯があります。つまり現在作成しているガイドラインは権利者として、この範囲内で複製する限りにおいては著作権の侵害とはみなさない、つまり訴えることはしない、という基準であり、それは利用者である学校あるいは先生にとっても必要であるので理解を示し、現在権利者側、利用者側双方で協力して作成中です。

現在作成中のガイドラインでは、「営利を目的としない教育機関」とは何か、「授業の範囲」とはどこまでか、「授業を受けるものの範囲」とは何か、「必要と認められる範囲」とはどこまでか、「権利者の利益を不当に害しない」とはどういう状況か、といったことについて一定の定義づけをしています。たとえば、教育機関については小中

高等学校あるいは通常の大学、あるいは学校法人は通常学校と考えられるとしても、学校法人である予備校はどうするか、またその他の学校法人にも様々なものがあるので、それぞれ個別の判断をしなければなりません。各種学校にも営利性の強いものから、理工学系あるいは医学看護系の公共性の強いものまで多様です。逆に看護師養成校など株式会社が運営しているものもあるので、定義づけの難しいところです。授業の範囲についても利用者側は、参加義務のあるクラブ活動は授業であるとしていますが、任意参加の課外活動は明らかに授業ではありません。自習も先生の監督下にあるものは授業でしょうが、先生不在の自習は授業ではないなど線引きの困難な例がいくつかあります。

権利者が一番神経を使っているのが「権利者の利益を不当に害することとなる場合はこの限りではない」という但し書きであり、その判断基準は複製する著作物の種類と範囲、ならびに複製部数にあると考えられます。現在ガイドライン作成にあたって権利者側がその判断基準と考えているのは、「その学生・生徒が通常購入することを想定していない著作物を1クラスの人数を限度としてその著作物の一部分を複製することは権利者の利益を侵害しない」ということです。つまり学生が本来購入すべき教科書、参考書、問題集などはたとえ一部分であっても35条複写の対象とはならないということです。またそのことは、自然科学系の専門書においても同様であり、たとえば工学系の学生が工学系の専門雑誌を複写することは35条に該当しないし、医学系の学生が医学専門雑誌を複写することも35条に該当しないと判断しています。もちろんその他の教科書、参考書類もその領域の学生が複写することは35条の範囲外となります。

現在作成中のガイドラインは、上記を基本としています。ガイドライン作成にあたっては権利者側として書協はもとより文芸作家、学著協、新聞、教材、コンピュータソフト、映画映像ソフトなどの各団体の代表者も参画しています。現在はほぼ最終版ができて上がっていますが、なお利用者代表との協議を続け、双方合意の得られる形で提示をすべく鋭意努力を重ねております。

改正著作権法は来年1月1日に施行されます。それまでにガイドラインを完成し、利用者である先生方にその精神と内容を理解していただかなくてはなりません。またこのガイドラインは、先生自

身が行う複製にも適用されることとなりますので、その範囲の複製についても理解を深めていただくことを期待しています。

第53/第54期役員

(* : 新任)

- <理事長> 志村 幸雄 (工業調査会)
- <専務理事> 本郷 允彦 (南江堂*)
- <常務理事> 佐藤 政次 (オーム社)
- 筑紫 恒男 (建帛社)
- 牛来 辰巳 (コロナ社)
- 山本 格 (培風館)
- <理事> 朝倉 邦造 (朝倉書店)
- 金原 優 (医学書院)
- 宮部 信明 (岩波書店*)
- 曾根 良介 (化学同人*)
- 南條 光章 (共立出版)
- 長 祥隆 (技報堂出版)
- 飯塚 尚彦 (産業図書*)
- 山本泰四郎 (彰国社)
- 藤実 彰一 (診断と治療社)
- 渡辺 勲 (東京大学出版会*)
- 平田 直 (中山書店)
- 松嶋 徹 (丸善)
- 森北 肇 (森北出版)
- 及川 清 (養賢堂)
- <監事> 岡田 吉弘 (海文堂出版)
- 柴山 和夫 (理工図書*)
- 大谷 健美 (文化産業信用組合)
- <相談役> 中川 廣一 (光生館)
- 吉野 達治 (裳華房)

第53/第54期専門委員会委員

● 総務委員会

- <担当常務理事> 山本 格 (培風館)
- <委員長> 南條 光章 (共立出版)
- <副委員長> 長 祥隆 (技報堂出版)
- 山本泰四郎 (彰国社)
- 曾根 良介 (化学同人)
- <委員> 太田 博 (杏林書院)・海野 巖 (山海堂)・福田久子 (北隆館)・森田 猛 (緑書房)・柴山和夫 (理工図書)

● 著作・出版権委員会

- <担当常務理事> 佐藤政次 (オーム社)
- <委員長> 及川 清 (養賢堂)
- <副委員長> 飯塚 尚彦 (産業図書)
- 岡田 吉弘 (海文堂出版)
- <委員> 小畑明夫 (朝倉書店)・金原 優 (医学書院)・石村昭子 (医歯薬出版)・鈴木泰彦 (井上書院)・吾妻直記 (オーム社)・田中敏昌 (学窓社)・小山透 (共立出版)・柴田勝祐 (金芳堂)・福田璋夫 (建帛社)・大島雅志 (工業調査会)・山口重和 (講談社サイエンティフィック)・牛来真也 (コロナ社)・御園生晴彦 (サイエンス社)・鈴木正昭 (産業図書)・菊池元宏 (実教出

版)・小野達也(裳華房)・青木三千代(中外医学社)・井上輝信(東京大学出版会)・柳澤則雄(永井書店)・横井 信(南江堂)・天野慶悟(日刊工業新聞社)・大橋一弘(博友社)・原文好(博友社)・角谷裕通(北隆館)・羽貝雅之(緑書房)・森北博巳(森北出版)・三浦信幸(養賢堂)

● 国際委員会

<担当常務理事> 佐藤 政次(オーム社)
 <委員長> 金原 優(医学書院)
 <副委員長> 松嶋 徹(丸善)
 渡辺 勲(東京大学出版会)
 <委員> 竹生 修己(オーム社)・横田穂波(共立出版)・渡辺嘉之(総合医学社)・馬淵 広(農山漁村文化協会)・正路 修(メディカル・サイエンス・インターナショナル)

● 販売・出展委員会

<担当常務理事> 牛来 辰巳(コロナ社)
 <委員長> 藤実 彰一(診断と治療社)
 <副委員長> 平田 直(中山書店)
 松嶋 徹(丸善)
 <委員> 白原秀雄(朝倉書店)・福島章夫(医歯薬出版)・村上和夫(オーム社)・田中克尚(化学同人)・内藤輝芳(鹿島出版会)・中尾邦彦(金原出版)・原園洋一郎(協同医学出版社)・藤本公一(共立出版)・長 範彦(技報堂出版)・姫野尚之(建帛社)・斉藤 亮(工業調査会)・西村泰敏(コロナ社)・佐藤忠雄(サイエンス社)・米川慎一(産業図書)・辻 賢司(シーエムシー出版)・斉藤幸雄(実教出版)・宮内耕次(裳華房)・西澤政幸(診断と治療社)・山中建次郎(誠文堂新光社)・加藤友昭(第一出版)・金井秀弥(電気書院)・諸星安紀(東海大学出版会)・中野華子(中山書店)・清水 豊(南江堂)・福田徹哉(農山漁村文化協会)・石田 聡(文永堂出版)・安田 惇(丸善)

● 情報システム委員会

<担当常務理事> 筑紫 恒男(建帛社)
 <委員長> 森北 肇(森北出版)
 <副委員長> 曾根 良介(化学同人)
 飯塚 尚彦(産業図書)
 <委員> 後藤 力(朝倉書店)・加藤申命(医歯薬出版)・渡辺孝一(井上書院)・那須栄次(オーム社)・山田貴史(化学同人)・潤賀浩明(共立出版)・本間久雄(建帛社)・石井隆志(工業調査会)・高城 献(工業調査会)・木下敏孝(サイエンス社)・秀島 功(三共出版)・大庭良弘(実教出版)・江波戸重雄(裳華房)・小林孝雄(昭晃堂)・斉藤 章(彰国社)・青木 滋(中外医学社)・中村光志(電気書院)・宇野文博(同文書院)・知織光弘(日本工業出版)・留場俊明(農山漁村文化協会)・斉藤 淳(培風館)・小林功次郎(森北出版)

● 広報委員会

<担当常務理事> 筑紫 恒男(建帛社)
 <委員長> 平田 直(中山書店)

<副委員長> 宮部 信明(岩波書店)
 柴山 和夫(理工図書)

<委員> 井上昭彦(朝倉書店)・池田富士太(科学新聞社)・長 滋彦(技報堂出版)・柏原徹二(南江堂)・小浴正博(恒星社厚生閣)・新谷滋記(工業調査会)・田中久米四郎(電気書院)・安原 仁(家の光協会)

● 税制・再販流通特別委員会

<委員長> 志村理事長
 <委員> 本郷専務理事 佐藤常務理事
 山本(格)常務理事 牛来常務理事
 筑紫常務理事 朝倉理事
 金原理事 山本(泰)理事

● 著作・出版権特別委員会

<委員長> 佐藤常務理事
 <委員> 志村理事長 本郷専務理事
 山本(格)常務理事 牛来常務理事
 筑紫常務理事 朝倉理事
 金原理事 山本(泰)理事
 及川理事 岡田監事

● 出版者著作権協議会

佐藤常務理事 及川理事 岡田監事

【会員の動き】

- ◆ 日刊工業新聞社より、当協会代表者の変更届があった。
 旧代表者 三宅 満
 新代表者 菅野 亮一(出版局長)
- ◆ 山海堂より、当協会代表者の変更届があった。
 旧代表者 柴野健吾
 新代表者 海野 巖(代表取締役社長)

◆ 住所移転

東海大学出版会は、7月14日、以下に移転した。

<新住所> 〒257-0003
 神奈川県秦野市南矢名3-10-35
 (東海大学同窓会館内)
 <電話> 0463-79-3921(総務課)
 <FAX> 0463-69-5087
 <URL> <http://www.press.tokai.ac.jp/>

編集後記

◇7月の総会で新たな理事が選出され、志村理事長、本郷専務理事の下、今後2年間の体制が決まった。今期新たに就任された理事には若い方が多く、その結果理事会の平均年齢も下がった。出版界の売上げが7年連続してマイナス成長であることを考えたとき、若い方の新しい考えを提案いただき、協会がまとまりを持って飛躍することを期待したい。本号は、各委員会の新委員長にその抱負を記していただいた。各委員の方々もそれぞれお忙しいとは思いますが、委員長に協力して協会活動を支えて下さることをお願い申し上げます。

(T. C)